

第5次見附市総合計画 後期基本計画

令和3年度～令和7年度 新潟県見附市



第5次見附市総合計画

後期基本計画

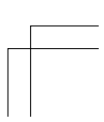
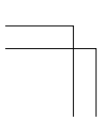
令和3年度～令和7年度



表 2



表 3

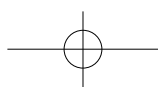
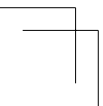
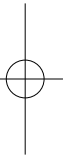
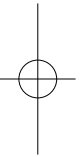
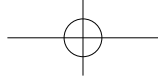
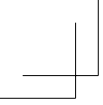


第5次見附市総合計画

後期基本計画

令和3年度 — 令和7年度

令和3年3月





発刊にあたって

「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」を基本理念とし、市民誰もが健やかで幸せに暮らせるまち「スマートウエルネスみつけ」を都市の将来像とする「第5次見附市総合計画」は、平成28年度に作り上げたものです。この総合計画も10年間の計画期間の折り返しを迎え、このたび、前期基本計画に替わる後期基本計画を策定することになりました。

前期基本計画では、都市の将来像を実現するために39項目の指標を設定しました。昨年9月末時点で約87%が目標の達成及び数値が向上しております。また昨年9月に実施した市民アンケートでは、「住みよい」、「どちらかといえば住みよい」との回答が90.3%となり、平成5年にアンケートを実施して以降初めて90%を超えました。これらのことから、この5年間のまちづくりは、おおむね順調に推移したものと評価しております。

一方で、前期基本計画の策定以降、人口減少・少子高齢化のさらなる進展やデジタルテクノロジーの急速な進歩など、社会経済状況は大きく変化しております。また、令和2年1月に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症は全国に感染が拡大し、市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしております。そのような変化や危機に対応するために、後期基本計画では、これまでのまちづくりで最も重視してきた「健幸」（ウエルネス）の視点としての「スマートウエルネスみつけの実現」に加えて、持続可能な地域づくりの視点としての「SDGs 未来都市の実現」、デジタルテクノロジーを活用する視点としての「Society（ソサエティ）5.0の実現」の3つの視点を、全ての施策に共通する大きな方向性として位置付けました。これら3つの視点を踏まえ、直面する新型コロナウイルス感染症への対応を最優先の課題として取り組んでいくとともに、後期基本計画に基づく長期的な展望も踏まえ、様々な施策を推進していきたいと考えております。

私は、住んでいる人が、住んでいる地域を住み良いと感じているかが、まちづくりにおいて最も重要な要素だと考えております。今後も、より一層、市民の皆様にとって住み良いまちとなるよう、行政だけでなく、市民の皆さんや事業者の方々等の協力を頂きながら、後期基本計画の取り組みを進めてまいります。

最後に、計画策定に向けて、コロナ禍にもかかわらず審議を行っていただいた、まちづくり総合審議会委員の皆様をはじめ、ご意見やご提言をお寄せいただいた皆様から心から感謝申し上げます。

令和3年3月
新潟県見附市長

久住 時男

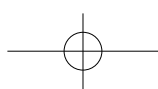
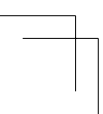
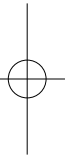
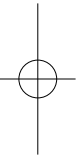
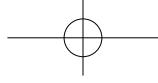
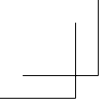
目 次

序・論	5
第1章 計画の概要	7
1 計画の策定にあたり	7
（1）計画策定の趣旨	7
（2）見附市のまちづくりの経過	7
2 計画の位置づけ	8
3 計画の構成と期間	9
第2章 計画策定の背景	12
1 社会経済環境の変化	12
2 まちづくりに対する市民の意識～まちづくり市民アンケート結果より～	14
3 前期基本計画の進捗状況	18
4 第1期総合戦略の進捗状況	21
5 見附市の人口の見通し～見附市人口ビジョン（令和2年度改定）～	23
6 土地利用から見たまちづくりの方針	32
後期基本計画	33
第1章 後期基本計画策定にあたっての3つの視点	35
第2章 総合計画全体の体系	37
第3章 重点プロジェクト	43
第4章 第2期見附市総合戦略	49
第5章 個別の施策	51
1. 人と自然が共生し健やかに暮らせるまちづくり	51
（1）日本一健康なまちを目指します	51
①健康寿命を伸ばすための健康づくりを推進します	52
②地域医療体制の充実を図ります	53
（2）だれもがいいきと暮らせるまちを目指します	54
①地域包括ケアシステムの体制づくりを推進します	55
②高齢者の社会参加を促進します	56
③障がい者の自立支援に努めます	56
④地域福祉の充実を図ります	57
⑤人権意識の向上を図ります	57
⑥だれもがICTを活用できる環境整備を推進します	58
（3）地域から始める地球環境保全に取り組みます	59
①循環型社会を目指し、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用を推進します	60
②地球温暖化を抑制するため、省エネルギー・省資源化を推進します	60
③自然と人々の生活が一体となるふるさとづくりに取り組みます	61
（4）花と緑のある暮らしの創出を目指します	62
①市民ぐるみの景観づくりを推進します	63
②個性的な空間の整備を図ります	63
2. 産業が元気で活力あるまちづくり	64
（1）新しい産業づくりを推進します	64
①新しい事業展開を支援します	65
②企業の立地と企業活動しやすい環境整備を推進します	65
（2）見附型地域産業の育成支援に取り組みます	66
①がんばる農林業者に対する育成支援に取り組みます	67
②がんばる商工業者に対する育成支援に取り組みます	68
（3）観光による地域経済の活性化を推進します	69
①観光素材を磨き上げ観光の産業化を図ります	70
②観光プロモーションの強化を図ります	70
（4）雇用対策を推進します	71
①就業支援を行います	72
②企業の人材確保を支援します	72
3. 安全安心な暮らしやすいまちづくり	73
（1）災害に強いまちづくりを推進します	73
①災害への対応能力の向上に努めます	74
②災害に強い社会基盤整備を図ります	74
（2）消防・救急体制を整備します	75
①消防体制の充実を図ります	76
②火災予防に取り組みます	76
③救急・救助体制を充実します	77

(3)	地域の安全安心の確保に取り組みます	78
①	安全安心な暮らしづくりに取り組みます	79
②	危険空き家等の対策に取り組みます	79
(4)	歩いて暮らせるまちづくりに取り組みます	80
①	コンパクトシティの形成と誘導に取り組みます	81
②	持続可能な集落地域づくりに取り組みます	81
③	まちなかの賑わいづくりに取り組みます	82
④	歩きたくなる快適な歩行空間を整備します	82
(5)	利便性の高い交通体系づくりを推進します	83
①	地域公共交通の利便性の向上を図ります	84
②	安全な道路網の整備と維持管理を推進します	84
(6)	住みつかれる環境づくりに取り組みます	85
①	健幸な住まい環境づくりを支援します	86
②	世代に応じた住み替えを支援します	86
(7)	快適な住環境確保のため、ライフラインの充実に努めます	87
①	ライフラインなどの整備に努めます	88
②	暮らしを守る雪対策を推進します	88
4.	人が育ち人が交流するまちづくり	89
(1)	子育て環境の充実に努めます	89
①	仕事と子育てが両立できる環境を整備します	90
②	安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します	91
(2)	たくましく生きていく「生きる力」を育成します	92
①	確かな学力の向上を図ります	93
②	豊かな人間性と社会性の育成を図ります	93
③	健やかな体の育成と体力向上を図ります	94
(3)	地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます	95
①	地域連携の充実に努めます	96
②	文化財の保護と活用に努めます	96
(4)	快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します	97
①	多様なニーズに対応した教育支援の充実に努めます	98
②	安心安全で快適な教育環境の整備を進めます	98
(5)	ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます	99
①	生涯学習を支援します	100
②	芸術・文化の充実に努めます	100
③	市民一人1スポーツの実現に向けた取り組みを推進します	101
(6)	市民と行政の協働を推進します	102
①	地域自治を推進します	103
②	まちづくりへの市民参画を推進し、協働の仕組みをつくります	104
③	市民と行政との情報共有化を図ります	104
(7)	定住・関係・交流人口を増やす取り組みを推進します	105
①	定住する人を増やす取り組みを進めます	106
②	関係・交流人口拡大の取り組みを推進します	107
③	国際交流を推進します	107
5.	行政経営計画（第8次行政改革大綱）	108
(1)	行政運営の見直しを進めます	108
①	社会情勢に即した組織体制を構築します	109
②	民間活力の活用を推進します	109
③	事務事業の広域連携による効率化を目指します	110
④	定員管理及び給与の適正化を図ります	110
⑤	市民サービスの向上に努めます	111
⑥	公共施設等の適正化を図ります	111
⑦	ICTを活用し事務の効率化を図ります	112
(2)	収入の確保に努めます	113
①	税収の確保を図ります	114
②	受益者負担の適正化を図ります	115
③	公有財産を有効に活用します	115
④	新たな収入の確保を図ります	115
(3)	支出の適正化に努めます	116
①	事務事業の見直しを図ります	117
②	公営企業・特別会計の財政健全化を推進します	117
③	公共調達の適正化を図ります	117
(4)	計画の進行管理と適正な評価を行います	118
①	総合計画の進行管理を行います	118

参考資料	119
1 第5次見附市総合計画後期基本計画 策定体制	120
2 見附市総合計画審議会条例	121
3 まちづくり総合審議会 委員名簿	122
4 「地方創生」に関する市・国・県の最近の動き	123
5 第5次見附市総合計画後期基本計画策定の経過	125

序·論



第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたり

(1) 計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な視野に立ったまちづくりの方向性を示すもので、総合的・計画的に市政運営を進めるための最も基本となる計画です。

見附市は、昭和47年6月策定の「第1次見附市総合開発計画」以来、総合計画に基づいてまちづくりを進めてきました。

平成28年度から令和7年度までを期間とする「第5次見附市総合計画」では、「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」という基本理念に基づき、市民誰もが住んでいるだけで健やかで幸せに暮らせるまち「スマートウェルネスみつけ」という都市の将来像の実現に向けて、市民と行政とが一体となった積極的なまちづくりを進めています。

平成28年度からの5年間を対象とした「前期基本計画」が令和2年度で終了することから、令和3年度からの5年間を対象とした「後期基本計画」をここに策定しました。

策定に当たっては、これまで進めてきたまちづくりが、市民や国などから高く評価され、また期待を寄せられていることから、「スマートウェルネスみつけ」の実現など現計画の基本的な考え方を骨格とし、「前期基本計画」の取組みの成果や課題、「前期基本計画」を策定した平成28年度以降の社会経済環境の変化も踏まえ、SDGsやソサエティ5.0などの新たな視点や、新型コロナウイルス感染症などの新たなリスクへの対応も取り入れ、これまで積み上げてきたまちづくりを継続・発展させていく計画とします。

(2) 見附市のまちづくりの経過

年度	計画	説明
平成17年度 (2005年)	見附市グランドデザイン策定	「人口減少時代の縮合政策(シュリンクポリシー)」
平成18年度 (2006年)	第4次 見附市総合計画	「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち」 9つの重点プロジェクト(後期基本計画)
平成23年度 (2011年)	スマートウェルネスみつけ	「スマートウェルネス都市構想(歩いて暮す健幸なまちづくり)」 国の地域活性化総合特区に指定
平成26年度 (2014年)	地域活性化モデルケース	「超高齢・人口減少社会を克服するスマートウェルネス都市」 (健幸 + 都市政策)
平成27年度 (2015年)	見附市総合戦略	「スマートウェルネス見附の進展」 (モデルケース + 教育 + 定住 + 雇用)
	第5次 見附市総合計画	「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち」 『総合戦略』を重点戦略とした全体の計画
令和元年度 (2019年)	SDGs未来都市	「健幸都市の実現～ウォーカブルシティの深化と定着～」

2 計画の位置づけ

(1) 市の最上位計画

総合計画は、市政運営の方向性を示す最上位計画であり、都市政策、健康政策、福祉政策、農林業政策、商工業政策、環境政策、教育政策など、各分野の政策を推進するための個別計画に方向性を与えるものです。

(2) 教育大綱の位置づけ

教育等に関する総合的な施策の方針を定める「教育大綱」については、総合計画の基本目標4「人が育ち人が交流するまちづくり」の中に位置づけるものとします。

(3) 行政経営計画の位置づけ

効果的・効率的な行政運営のあり方を定める「行政経営計画」については、総合計画の基本目標5「行政経営計画（第8次行政改革大綱）」として位置づけるものとします。

(4) 総合戦略との関係

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口問題に焦点化しながら、地方創生を戦略的に推進するための計画として策定する「第2期見附市総合戦略（令和3年度～令和7年度）」は、後期基本計画に包含し、一体として策定します。

3 計画の構成と期間

見附市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」の2つで構成されています。それぞれの概要は以下のとおりです。

基本構想

10年後の見附市の基本理念や都市の将来像を定めるものです。

平成28年度（2016年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）までの10年間を対象としています。

※ 基本構想については、後期基本計画の策定に当たっての改訂はありません。

まちづくりの基本理念

人が織り成すぬくもりや活力を生かして、安定した生活基盤を築いて、ここに住む喜びをさらに磨き上げていく

「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」

住んでいて良かった、そしてこれからもずっと住み続けたいと思えるまち見附。豊かな自然と共生しつつ、人が織り成す元気に惹かれ、行ってみたいくなるまち見附。ふるさとを離れていてもいつでも優しく迎えてくれる親のようなぬくもりのあるまち見附。

親から私たちへ、そして子どもたちへと受け継がれていく人々の絆。子どももお年寄りも、ハンディキャップのある人も無い人も、すべての人が生活を楽しめる「やさしい絆」に満ちたまち。未来の実現に手を取り合う人と人の絆。私たちの未来を自分たちで考え、決めていく自律のまち見附。私たちは「やさしい絆」を支える思いやりの心を大事にしながら、活力に満ちた安全で安心な暮らしやすいまちを目指します。

都市の将来像

「スマートウェルネスみつけ」

人々が健康で、かつ、生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を送れる状態を「健幸(けんこう)＝ウェルネス」と呼びます。

これまでも、市民が健やかで幸せにとの願いを込めた「健幸」という理念のもと、市民、地域コミュニティ、事業者との協働により、自然と健康になれるハード整備や仕組みづくりなど、「住んでいるだけで健やかに幸せに暮らせるまち」の実現に向け着実に取組みを進めてきました。

これからは、これまでの取組みにあわせて、「教育」「定住」「雇用」をはじめとした、まちづくりの要素すべてに「健幸」の理念を広げ、超高齢・人口減少社会においても持続することが出来る「スマートウェルネスみつけ」の実現を目指します。

スマートウェルネスみつけを具現化するための4つの都市像

「スマートウェルネスみつけ」の実現に向けて、市民みんながイメージを共有しながらまちづくりを進めていくために、分野別に施策を整理した4つの都市の将来像を定め、具体的にその実現を目指します。

人と自然が共生し健やかに暮らせるまち

生涯を通して健康に暮らすことは、だれもが求めてやまない、最も基本的な願いです。すべての人が生きがいに満ち、いきいきと、健やかに暮らしていくことができるまちが望まれています。

市街地近くに広がる豊かな里山や、まちなかにあふれる花々は、見附の大きな財産であり、生活を豊かにしてくれる大切なものです。

心やすらぐ風景のなかで、自然と調和しながら、心身ともに健やかな生活を営むことができる「人と自然が共生し、健やかに暮らせるまち」を目指します。

産業が元気で活力あるまち

豊かな市民生活の基盤は、地域の産業が元気であることです。さらに、若者の定着や新たな人口を呼び込むためには、魅力のある、見附らしい産業や働く場、そして見附らしい働き方を作り出していくことが必要です。

コンパクトなまちの優位性を活かし、大学や金融機関と企業、そして行政が連携を密にすることで、新しい産業づくりや働きたい人がしっかりと働くことができる環境づくりを進めるなど、新しい産業が花開き、伝統ある産業の一層の活性化がなされる「産業が元気で活力あるまち」を目指します。

安全安心な暮らしやすいまち

全国で地震や大雨などの大規模な自然災害が発生している中、生命や財産に対する不安を感じずに安全安心に心穏やかな生活を送ることは、快適な暮らしの基本となるものです。見附市では、過去の経験を活かして、自助・共助・公助などの考えにもとづいた防災対策を進めています。

さらに、だれもが住みたいエリアに住むことができ、気軽に利用できる公共交通や使いやすい道路の整備、健康的な住まい方の推進など、生涯を通して安心して暮らし、住み続けることができる「安全安心な暮らしやすいまち」を目指します。

人が育ち交流するまち

まちは人がつくります。

地域を大切にする気持ちを、お年寄りから子どもたちまでつないでいくことが、地域を守り育て、地域を愛する人を育てます。そのためには、社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを大切にする、ソーシャルキャピタル（※）の高い人材の育成が求められ、それが、地域のことは自分たちで考え決めるという地域自治のさらなる発展へとつながり、地域を大切だと思えることができる地域の魅力づくりへとつながっていきます。

また、若い人が、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域、企業、行政が一体となり、出産から子育て、そして教育までの一貫した支援をまち全体で行うことが大切です。

人と人とが関わり合い、触れ合うことで、人を大切にした見附らしい文化を創出する「人が育ち人が交流するまち」を目指します。

（※）ソーシャルキャピタル…社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念

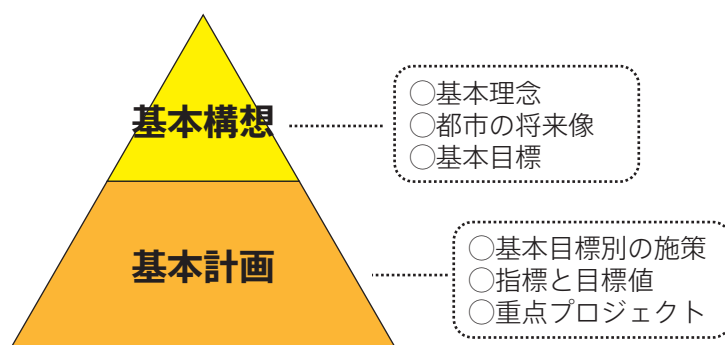
基本計画

基本構想で示した基本理念や都市の将来像を実現するために、施策とその方針を示したものです。

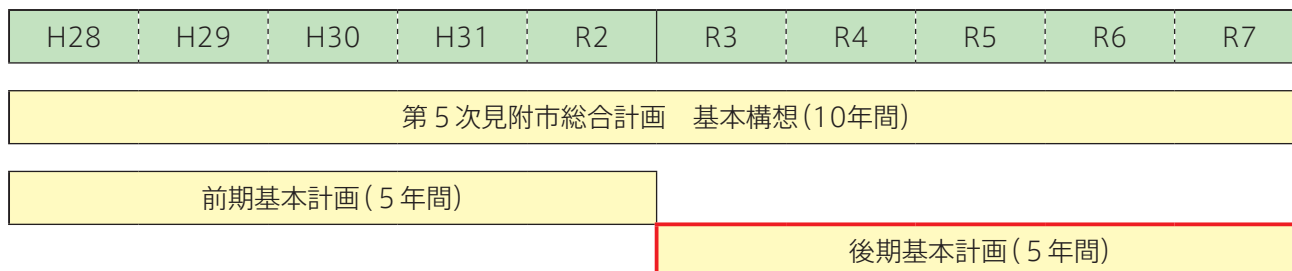
計画期間は基本構想と同じ10年間であり、前期5年間（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））、後期5年間（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））からなります。急速に社会が変化していく状況をふまえ、10年間の中間期に計画の見直しを図り、「後期基本計画」を策定しました。

後期基本計画では、基本理念や都市の将来像の実現に向け、行政分野（基本目標）別に体系化した「基本施策－主要施策－主要事業」と、行政分野を横断して総合的・重点的に取組む「重点プロジェクト」に整理しています。

計画の構成



計画の期間



※今回策定する部分